

※アンダーラインを引いている部分が今回の改訂で改訂される箇所になります。

改訂書面：「特定口座約款」

改訂日：平成28年1月1日改訂

旧	新
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様が<u>租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定する</u>特定口座内上場株式等(租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいう。以下、同じ。)の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために株式会社マネーパートナーズ(以下「当社」といいます。)に開設される特定口座における上場株式等の保管の委託について、同条第3項第2号に規定される要件<u>及び</u>当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>(特定口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、<u>租税特別措置法第37条の11の3第3項第一号に定める</u>特定口座開設届出書を提出しなければなりません。</p> <p>2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を<u>希望する</u>場合には、あらかじめ、当社に対し、<u>租税特別措置法第37の11の4第1項に定める</u>特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を<u>希望しない</u>旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>3 お客様が特定口座内保管上場株式等の配当等について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当社に対して<u>租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する</u>源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただきます。なお、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の配当等については、お客様から源泉徴収を<u>希望しない</u>旨の申出がない限り、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>4 第2項または前項の規定にかかわらず、既にその年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されているとき、または源泉徴収による処理を行なう特定口座において上場株式等の譲渡を行なっているときは、その年に源泉徴収を<u>希望しない</u>旨および配当等の受入をやめる旨の申出</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様が特定口座内<u>保管</u>上場株式等(租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものを<u>いいます</u>。以下、同じ。)の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために株式会社マネーパートナーズ(以下「当社」といいます。)に開設される特定口座における上場株式等の<u>振替口座簿への記載若しくは記録または</u>保管の委託(<u>以下「保管の委託等」といいます。</u>)について、同条第3項第2号に規定される要件<u>および</u>当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>(特定口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。</p> <p>2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を<u>選択される</u>場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を<u>選択しない</u>旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>3 お客様が特定口座内保管上場株式等の配当等について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただきます。なお、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の配当等については、お客様から源泉徴収を<u>選択しない</u>旨の申出がない限り、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>4 第2項または前項の規定にかかわらず、既にその年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されているとき、または源泉徴収による処理を行なう特定口座において上場株式等の譲渡を行なっているときは、その年に源泉徴収を<u>選択しない</u>旨および配当等の受入をやめる旨の申出</p>

を行うことはできません。

(特定保管勘定における保管の委託)

第3条 特定口座に係る上場株式等の保管の委託は特定保管勘定(租税特別措置法第37条の11の3第3項第二号に規定されている当該特定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下、同じ。)において行います。

第4条(省略)

(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)

第5条 当社はお客様の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ(租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除く。)を受入れます。

①第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等

②当社以外の金融商品取引業者に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定保管内上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

③お客様が贈与・相続(限定承認に係るものを除く。以下、同じ。)又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除く。以下、同じ。)により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

④特定口座内上場株式等につき、株式の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの

(新設)

を行うことはできません。

(特定保管勘定における保管の委託)

第3条上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定(当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下、同じ。)において行います。

第4条(省略)

(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)

第5条 当社はお客様の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ(租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)を受入れます。

1 第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等または当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等

2 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定保管内上場株式等の全部または一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

3 お客様が贈与・相続(限定承認に係るものを除きます。以下、同じ。)または遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下、同じ。)により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当社または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

4 特定口座内保管上場株式等につき、株式または投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割または併合により取得する上場株式等で当該分割または併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

5 特定口座内保管上場株式等につき、株式無償割当て、新株予約権無償割当てまたは投資信託および投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で当該株式無償割当てまたは新株予約権無償割

⑥特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併(合併法人の株式のみの交付がされるもの(当該法人の株主等に当該合併法人の株式及び当該法人の株主等に対する利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされるものを含む。))に限る。)により取得する当該合併法人の株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの

(新設)

⑥特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割(法人税法第2条第十二号の二に規定する分割法人の株主等に同条第十二号の三に規定する分割承継法人の株式のみの交付がされるもの(当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式及び当該分割法人の株主等に対する利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされるものを含む。))により取得する当該分割法人の株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの

⑦特定口座内保管上場株式等につき、租税特別措置法第37条の14第1項に規定する株式交換等(同項の規定により当該株式交換等により移転した同項に規定する特定子会社株式の譲渡がなかったものとされる場合に限るものとし、同項に規定する交付金銭等を受ける場合を除く。)により特定親会社から新株の割当により取得する当該特定親会社の株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの

(新設)

当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

6 特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併(法人課税信託に係る信託の併合を含みます。)(合併法人の株式若しくは出資または合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの(当該法人の株主等に当該合併法人の株式若しくは出資または合併親法人株式および当該法人の株主等に対する株式または出資に係る剰余金の配当、利益の配当または剰余金の分配として交付される金銭その他の資産の交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。))に限る。)により取得する当該合併法人の株式若しくは出資または合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

7 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合(当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの(投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。))に限ります。)により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

8 特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割(分割法人の株主等に分割承継法人の株式または分割承継親法人の株式のいずれか一方の株式のみの交付が行われるもの(当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式または分割承継親法人の株式および当該分割法人の株主等に対する剰余金の配当または利益の配当として交付された分割対価資産以外の金銭その他の資産のみの交付がされるものを含みます。))に限る。)により取得する当該分割承継法人の株式または分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

9 特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式または同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

10 特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求

<p>⑧特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使により取得する株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの</p> <p>(新設)</p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第6条 特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法又は上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行われる一単元の株式に満たない数の株式の譲渡について、当社を経由する方法のいずれかにより行います。</p> <p>(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第7条 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第12項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号口に定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(特定口座内保管上場株式等の移管)</p> <p>第8条 当社は、第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)②に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項及び第12項の定めるところにより行います。</p> <p>(贈与・相続又は遺贈による特定口座への受入れ)</p> <p>第9条 当社は、第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)⑤に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第5項第三号又は第四号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第16項から第18項までに定めるところにより行います。</p>	<p>権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議または取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p> <p>11 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権若しくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利または新株予約権の行使または特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生または行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの</p> <p>12 前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等</p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第6条 特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。</p> <p>(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第7条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号口に定めるところの取得の日および当該取得日に係る数等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(特定口座内保管上場株式等の移管)</p> <p>第8条 当社は、第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)第2号に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項および第11項の定めるところにより行います。</p> <p>(贈与・相続または遺贈による特定口座への受入れ)</p> <p>第9条 当社は、第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)第3号に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号または第4号および租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。</p>
---	---

